

利 用 さ れ る 方 へ

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、わが国の製造業の実態を構造的に把握するとともに、生産活動に関する基本的資料を提供することを目的としています。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施されます。

(3) 調査の期間

令和 2 年（2020 年）6 月 1 日現在で調査したものです。

なお、調査項目のうち、製造品出荷額等の経理関係の数値については、平成 31（2019 年）年 1 月 1 日から令和元年（2019 年）12 月 31 日までの 1 年間の実績を調査したものです。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）を調査対象としています。

(5) 調査の種類

工業統計調査は、甲調査及び乙調査の 2 種類で、区分は次のとおりです。

ア 甲調査 従業者 30 人以上の事業所

イ 乙調査 従業者 29 人以下の事業所

(6) 調査の方法

工業統計調査は、従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあっては、本社一括調査企業を代表する者。）の自計申告により行っています。

(7) 調査区域

令和 2 年（2020 年）6 月 1 日現在の熊本市行政区域

(8) 調査の項目

巻末に添付した調査票甲、調査票乙の様式を参照してください。

2 本調査の対象となる製造業

○主として新たな製品の製造加工行い、

○その製造加工した新たな製品を主として卸売する事業所をいいます。

(1) 新たな製品とは必ずしも完成品だけではなく、例えば、鑄放しのまま機械部品なども含まれます。

(2) 卸売とは、これを卸売業者、小売業者、産業用使用者（工場、鉱業所、建設業

者、法人組織の農林水業者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）等に販売するか、同じ企業に属する他の事業所（工場、販売所など）に製品を引渡すこと、若しくは、自ら製造したものをその場所に店舗を持たず、通信販売（インターネットによる販売も含む）により直接消費者に販売することをいいます。

- （３）農家・漁家などが購入した原材料により常用従業者を使用して継続的に製造加工を行っている場合、また農家・漁家などで自ら採取した原材料を使用して同一敷地内にある製造作業用の作業場があり、かつ、常用労働者を使用して製造加工を行っている場合は製造業とします。
- （４）鉱石に含有されている金属を抽出するための精錬及び精製、石炭からコークス及び副産物の製造、石油の精製、採掘された岩石の破碎・粉碎及び一定の大きさの石を切る場合は製造業とします。
- （５）建設材料などを製造・販売する事業所が、同時に、自己の製造品を用いて建設工事・機械器具設置工事を営んでいる場合で、建築材料などの製造を主としている場合は製造業とします。
- （６）冷凍水産物・水産食品を製造する事業所が、自己の製造品とともに、他事業所等の物品の冷蔵保管を営んでいる場合で、冷凍水産物・水産食品の製造卸を主としている場合は製造業とします。
- （７）修理を主とする事業所は、製造業とはならないが、船舶修理業、鉄道車両の再建造又は改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機のオーバーホールに従事する事業所については、過去１年間製造行為を行わなくても製造業とします。
- （８）各種機械製造修理工場で金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の加工と修理を行っている場合には製造業とします。
- （９）他の企業の所有に属する原材料に加工処理をして、加工賃を受け取る賃加工業も製造業とします。
- （１０）電気機器などに組み込まれるソフトウェアを作成しており、そのソフトウェアが、当該事業所で製造される機器に取り込まれる場合は製造業とします。
- （１１）再生可能な廃棄物に自らの加工処理を行い、有価物として出荷している場合でその有価物の出荷が事業所の主たる事業である場合は製造業とします。
- （１２）内職では、独立の作業場があり、そこで業として製造活動が行われていると判定される場合は、調査対象としています。
- （１３）公共事業では、地方公共団体経営の事業所（製造加工を行っているもの）は、調査対象としています。

３ 集計事項の説明

（１）事業所数

令和２年（２０２０年）６月１日現在の数値です。

事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数

令和2年(2020年)6月1日現在の数値です。

従業者とは、個人業主及び無給家族従業者、有給役員(個人経営以外で役員報酬を得ている人)、常用雇用者及び臨時雇用者の計をいいますが、ここでいう従業者数は臨時雇用者及び送出者を除き、出向・派遣受入者を含みます。

従業者数＝「①個人業主及び無給家族従業者」＋「②有給役員」＋「常用雇用者」(「③正社員・正職員としている人」＋「④ ③以外の人(パート・アルバイトなど)」)－「⑦送出者」＋「⑧出向・派遣受入者」

①「①個人業主及び無給家族従業者」とは、次のア、イに該当する人をいいます。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人。ただし、手伝い程度の人は除く。

②「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当します。

③「常用雇用者」とは、次のいずれかのものをいい、「③正社員、正職員としている人」、「④ ③以外の人(パート・アルバイトなど)」に分けられます。

ア 期間を定めずに、又は1ヶ月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれます。

イ 個人業主の家族で、実際の雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

ウ 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。

④「③正社員・正職員としている人」とは、「正社員」「正職員」として処遇している人といえます。

一般的に、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。

⑤「④ ③以外の人(パート・アルバイトなど)」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいいます。

⑥「⑤臨時雇用者」とは、常用雇用者に該当しない人(1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など)をいいます。

⑦「⑦送出者」とは、個人業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいいます。

⑧「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

(3) 現金給与総額

令和元年(2019年)1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額及びその他の給与額との合計です。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業

所へ出向させている人に対する負担額などをいいます。

(4) 原材料使用額等

令和元年(2019年)の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額をいいます。

① 原材料使用額

主要原材料・工場維持用の材料及び消耗品等で、実際に製造等に使用した総使用額で、下請工場等に支給した原材料の額を含みます。

② 電力使用額

購入した電力の使用額をいい自家発電は含みません。

③ 委託生産費

原材料を支給して製造加工を委託した場合に支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

④ 製造等に関する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業収入に直接関連する外注費用をいいます。

⑤ 転売した商品の仕入額

令和元年(2019年)の1年間において、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

令和元年(2019年)の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額をいいます。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他事業所に支給して製造させたものを含む。)を、令和元年(2019年)中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、令和元年(2019年)中に返品されたものを除く)

② 加工賃収入額とは、令和元年(2019年)中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、又は、受け取るべき加工賃をいいます。

③ その他収入額とは、上記①及び②及びくず廃物の出荷額以外(例えば、転売収入(仕入れて、又は受け入れて、そのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいいます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額(従業員30人以上の事業所)

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額をいいます。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産の額(従業員30人以上の事業所)

令和元年(2019年)1年間における数値であり、帳簿価額によっています。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む。)

ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

（８）消費税を除く内国消費税額

平成 29 年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

（９）推計消費税額

平成 13 年調査より消費税の調査を廃止したため、その算出にあたっては、直接輸出分、原材料、設備投資（土地を除く有形固定資産取得額）を控除しています。

（10）工業用地

事業所敷地面積は、令和 2 年（2020 年）6 月 1 日現在において事業所で使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。

（11）工業用水

事業所内で生産のため使用される用水（従業員の飲料水、雑用水を含む）をいいます。

4 主な算式

統計表中にある有形固定資産投資総額、生産額、付加価値額などについては、次の算式によります。

① 有形固定資産の投資総額

＝有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の年間増減

③ 有形固定資産年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額

③ 生産額（※）＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末価額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

※生産額は従業者 30 人以上の事業所のものであり、29 人以下の事業所については「製造品出荷額＋加工賃収入額」の数値を生産額とみなす。

④ 付加価値額（粗付加価値額）

ア 従業者 30 人以上の事業所

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
－原材料使用額等－減価償却額

イ 従業員 29 人以下の事業所

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

5 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

なお、この報告書中、産業中分類の名称は、別表のように省略しています。

（１）一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。
- ② 製造品が複数にわたる事業所の場合は、まず上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定します。次にその決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けを行います。

（２）特殊な方法

上記の方法以外に、「中分類 22 鉄鋼業」については、原材料、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものが 11 産業あります。

別表

省略表示	産業中分類	省略表示	産業中分類
09 食料品	食料品製造業	21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
10 飲料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄鋼	鉄鋼業
11 繊維	繊維工業	23 非鉄金属	非鉄金属製造業
12 木材	木材・木製品製造業 (家具を除く)	24 金属製品	金属製品製造業
13 家具	家具・装備品製造業	25 はん用機械	はん用機械器具製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機械	生産用機械器具製造業
15 印刷	印刷・同関連業	27 業務用機械	業務用機械器具製造業
16 化学	化学工業	28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電気機器	電気機械器具製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	30 情報通信機器	情報通信機械器具製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	31 輸送用機器	輸送用機械器具製造業
20 皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 その他	その他の製造業

6 利用上の注意

（１）統計表中の記号

「－」該当がないもの

「０」「0.0」単位未満のもの

「△」マイナスのもの

「 χ 」該当事業所が 1 ないし 2 事業所に関する数字であるため、統計上の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したものです。

また、3 事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は、「 χ 」で表しました。なお、該当がない場合も内容秘匿のため「 χ 」で表したものもあります。

（２）数値の単位

数値の単位は、統計表の左上に掲げ、単位未満は四捨五入を原則としています。したがって、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合があります。

(3) 秘匿

平成 16 年から結果の公表の秘匿について、下記のとおり改正されました。

「集計結果を公表する場合は、2 以下の事業所に係る数値は秘匿とし、3 以上の事業所に係る数値であっても、個々の調査対象に関する事項が明らかにならないよう必要な措置をとらなくてはならない。

ただし、従業者数については秘匿を解除することができる。」

(4) 本書での集計及び表記

ア 本調査結果は令和 2 年工業統計調査における「工業調査票(甲)」及び「工業調査票(乙)」について、市独自で集計し取りまとめたものであり、国や熊本県が公表する数値と相違する場合があります。

イ 各数値は、従業者が 4 人以上の事業所について集計したものです。

ウ 調査期日現在において、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所、並びに休業中の事業所は集計に含まれません。

エ 平成 23 年における数値は「平成 24 年経済センサス-活動調査」の調査結果（確報）のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため以下の全てに該当する製造事業所について集計したものです。

- ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、平成 23 年における数値は、「平成 24 年経済センサス-活動調査」の調査時点が 2 月 1 日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分があります。

オ 調査結果の数値が、いつの時点のものか、又はいつの期間のものかについては、下表（参考）のとおりであることに留意ください。

参考

本書での表記	調査	事業所数、従業者数	製造品出荷額等、付加価値額など
H21	平成 21 年工業統計調査	平成 21 年 12 月 31 日現在の数値	平成 21 年（暦年）1 年間の数値
H22	平成 22 年工業統計調査	平成 22 年 12 月 31 日現在の数値	平成 22 年（暦年）1 年間の数値
H23	平成 24 年経済センサス-活動調査	平成 24 年 2 月 1 日現在の数値	平成 23 年（暦年）1 年間の数値
H24	平成 24 年工業統計調査	平成 24 年 12 月 31 日現在の数値	平成 24 年（暦年）1 年間の数値
H25	平成 25 年工業統計調査	平成 25 年 12 月 31 日現在の数値	平成 25 年（暦年）1 年間の数値
H26	平成 26 年工業統計調査	平成 26 年 12 月 31 日現在の数値	平成 26 年（暦年）1 年間の数値
—	平成 28 年経済センサス-活動調査	平成 28 年 6 月 1 日現在の数値	平成 27 年（暦年）1 年間の数値
H28	平成 29 年工業統計調査	平成 29 年 6 月 1 日現在の数値	平成 28 年（暦年）1 年間の数値
H29	平成 30 年工業統計調査	平成 30 年 6 月 1 日現在の数値	平成 29 年（暦年）1 年間の数値
H30	2019 年工業統計調査	令和元年 6 月 1 日現在の数値	平成 30 年（暦年）1 年間の数値
R 元	2020 年工業統計調査	令和 2 年 6 月 1 日現在の数値	令和元年（暦年）1 年間の数値

※平成 28 年経済センサス-活動調査結果から製造業に関する組替集計は行っていないため、本書には掲載していません。